

大阪市告示第1063号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年7月31日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開場

施設名	年 月 日	供用時間
鶴見緑地球技場	令和7年8月4日（月）	午前9時から 午後9時まで
	令和7年8月11日（月）	
	令和7年8月18日（月）	
	令和7年8月25日（月）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
鶴見緑地球技場	令和7年8月1日（金）から 令和7年8月3日（日）まで	午前7時から 午後9時まで ※ただし、利用申請がない場合には、大阪市立公園条例第9条第1項の規定による供用時間どおり開場する。
	令和7年8月5日（火）から 令和7年8月10日（日）まで	
	令和7年8月12日（火）から 令和7年8月17日（日）まで	
	令和7年8月19日（火）から 令和7年8月24日（日）まで	
鶴見緑地庭球場	令和7年8月1日（金）	午前9時から 午後10時まで
	令和7年8月5日（火）	
	令和7年8月8日（金）	
	令和7年8月12日（火）	

令和 7 年 8 月 15 日（金）
令和 7 年 8 月 19 日（火）
令和 7 年 8 月 22 日（金）
令和 7 年 8 月 26 日（火）
令和 7 年 8 月 29 日（金）

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）